

# 障害児施設の利用者負担

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。



## 1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害者の利用者負担は11ページに記載してあります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

## 2 通所施設（事業）、ホームヘルプを利用する場合、負担上限月額は約8分の1になります

- 通所施設（事業）、ホームヘルプを利用する場合、資産が一定以下<sup>(注1)</sup>であれば、負担上限月額を約8分の1に軽減します。（平成21年7月から資産要件は廃止となります）
- 通所施設（事業）を利用する場合には、低所得2であっても1,500円（低所得1の額）となります。

(注1) 預貯金等が1,000万円以下であることが要件となります。（資産要件の廃止は平成21年7月実施）

<障害児>通所施設、ホームヘルプ利用の場合

区分	負担上限月額
低所得1	1,500円
低所得2	3,000円 (通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合、1,500円)
市町村民税課税世帯 (所得割28万円 <sup>(注2)</sup> 未満)	4,600円

(注2) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

## 2 入所施設を利用する場合、負担上限月額は約4分の1になります

- 入所施設を利用する場合、資産が一定以下<sup>(注1)</sup>であれば、負担上限月額を約4分の1に軽減します。

(注1) 預貯金等が1,000万円以下であることが要件となります。（平成21年7月から資産要件は廃止となります）

<障害児>入所施設利用の場合

区分	負担上限月額
低所得1	3,500円
低所得2	6,000円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円 <sup>(注2)</sup> 未満)	9,300円

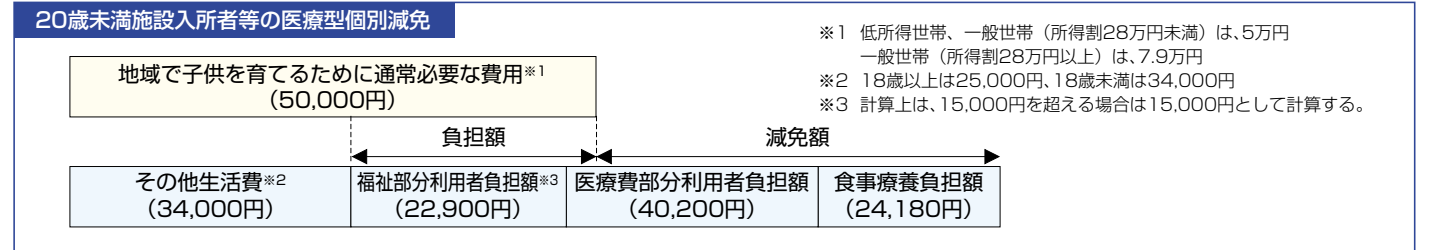
(注2) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

## 3 医療型入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります

### 医療型個別減免

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。  
(20歳未満の入所者の場合)
- 地域で子供を養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件・資産要件はありません。

【例】重症心身障害児施設利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、一般世帯（所得割28万円未満）の場合

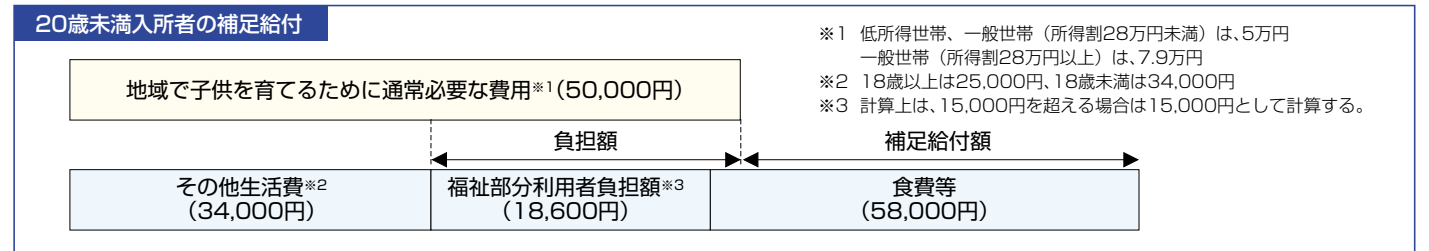


## 6 福祉型入所施設を利用する場合、食費の減免があります

(20歳未満の入所者の場合)

- 地域で子供を養育する費用（低所得世帯、一般世帯（所得割28万円未満）は5万円、一般世帯（所得割28万円以上）は7.9万円）と同様の負担となるように補給給付が行われます。※所得要件・資産要件はありません。

【例】知的障害児施設利用者（平均事業費：18.6万円）、一般世帯（所得割28万円未満）の場合



## 7 通所施設を利用する場合、食費の減免があります

- 障害児の通所施設については、低所得世帯と一般世帯（所得割28万円未満）は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層	食費
低所得1・低所得2	1,540円
一般世帯（所得割28万円未満）	5,060円
一般世帯（所得割28万円以上）	14,300円※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

### 福祉型の障害児施設（通所）の利用者負担

事業費 14.4万円	定率負担	食費等
低所得1	1,500円	1,540円
低所得2	1,500円	1,540円
一般世帯（所得割28万円 <sup>(注)</sup> 未満）	4,600円	5,060円
一般世帯（所得割28万円以上）	14,400円	14,300円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

### 医療型の障害児施設（通所）の利用者負担

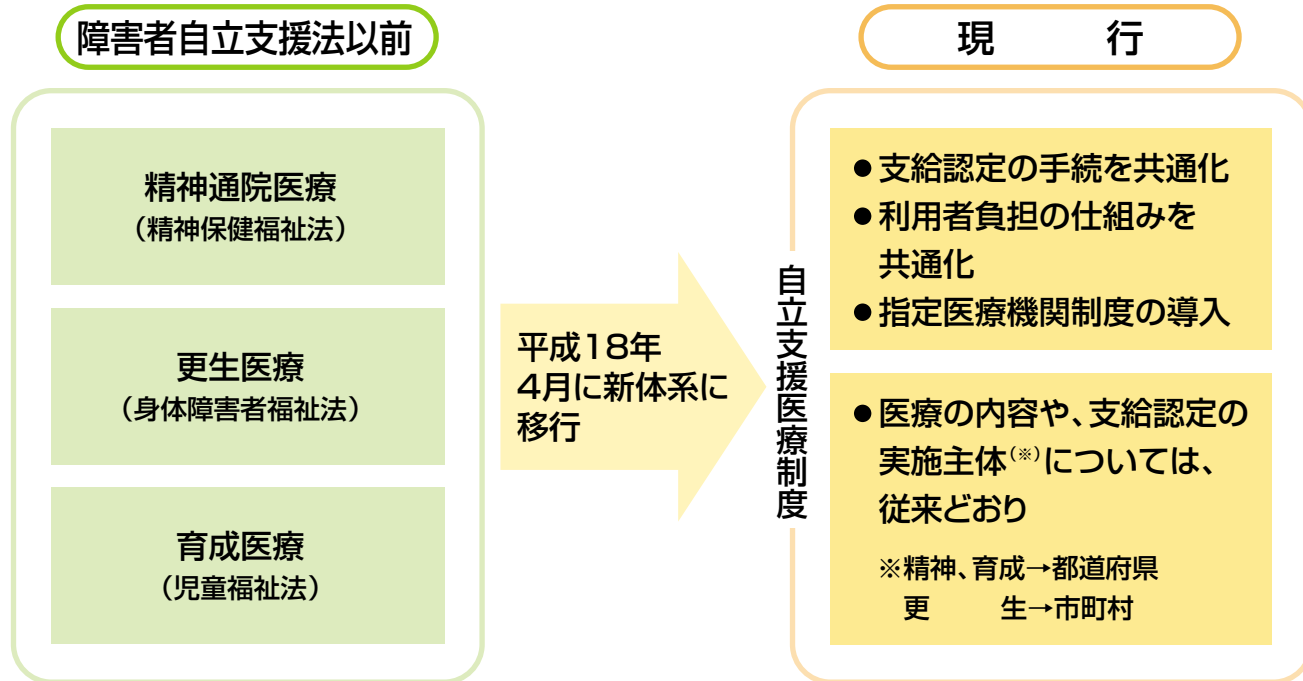
事業費（福祉）4.9万円 事業費（医療）4.5万円	福祉部分	医療部分	食費等
低所得1	1,500円	4,500円	1,540円
低所得2	1,500円	4,500円	1,540円
一般世帯（所得割28万円 <sup>(注)</sup> 未満）	4,600円	4,500円	5,060円
一般世帯（所得割28万円以上）	4,900円	4,500円	14,300円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。



# 障害に係る自立支援医療

従来の障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わりました。



## 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者〈いわゆる「重度かつ継続」〉）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



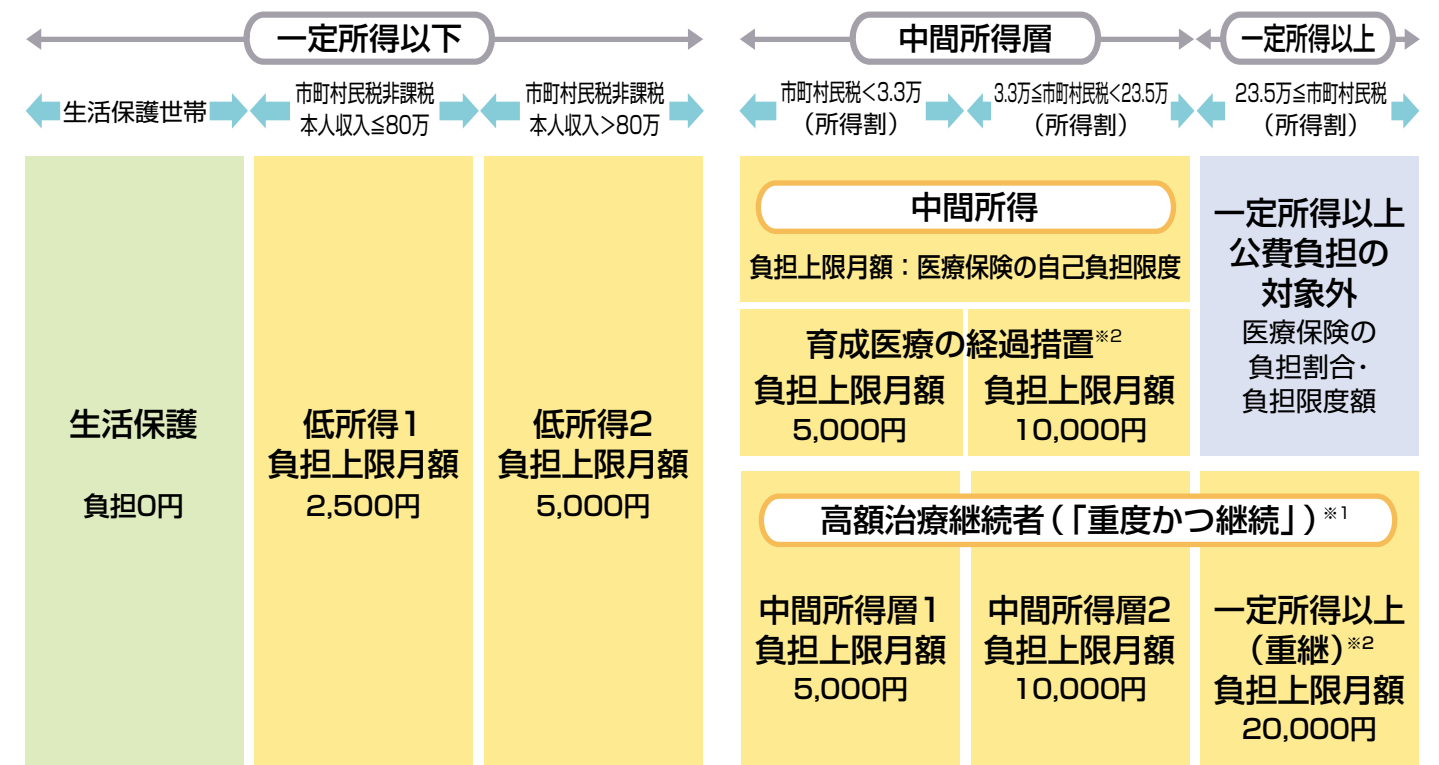
## 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

### 1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。  
（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

### 2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担（■部分）。  
ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。  
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。  
①疾病、症状等から対象となる者  
●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る／心臓機能障害は平成21年4月追加）  
●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。  
②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者。  
※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、育成医療の軽減を拡充した上で、平成21年4月以降も継続されます。



# 補装具の制度

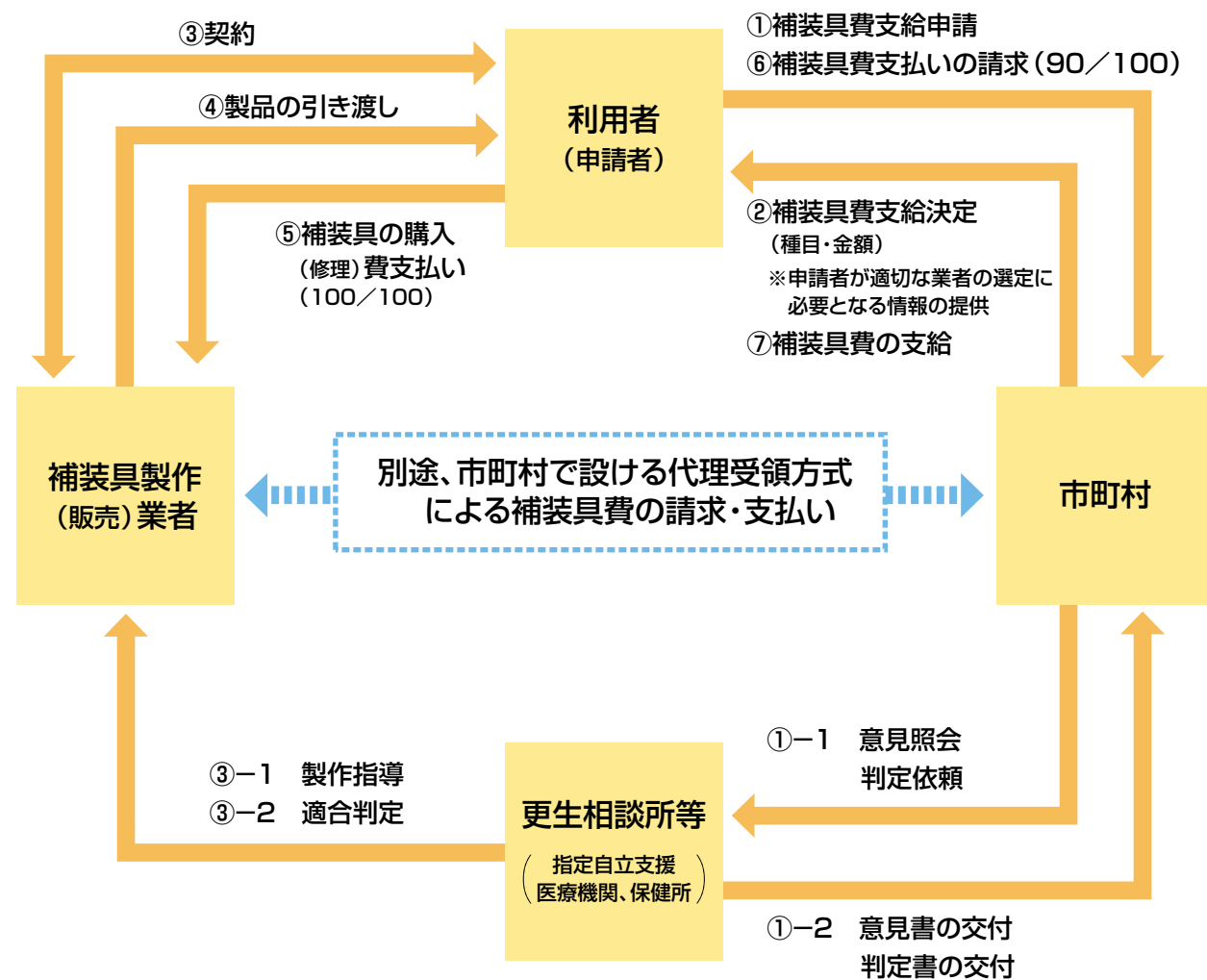
従来の補装具給付制度が、個別給付である補装具費支給制度に変わりました。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
-----	---

## 補装具費の支給

- 従来の現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

## 補装具費の支給の仕組み



## 補装具費支給制度の利用者負担

- 補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されます。



区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人又は保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。  
 なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

